

## 3-7 自衛隊の発足

### 〔再武装の経緯〕

- i ) 1950年朝鮮戦争がはじまると、マッカーサー司令官は**警察予備隊**の設置を命じた。治安維持が目的で、軍隊ではないと弁明した。
- ii ) 1952年講和条約によって日本が独立すると、警察予備隊を改組・強化して、**保安隊**が作られる。政府は、「近代戦争を遂行する能力がない」ので軍隊ではない、と弁明した。
- iii ) 1955年保安隊はさらに改組・編成替えされ**自衛隊**が創設される。政府は「自衛のための最小限の自衛力」は保持できる、と弁明した。

## 3-8 自衛隊の合憲性－長沼ナイキ事件－

〔事件のあらまし〕

北海道の中央部・長沼町の馬追山に自衛隊のミサイル基地が作られようとした。森林を伐採して、地对空ミサイルを設置する計画だ。国はミサイル基地建設が「公益上の理由」に当たるという理由で保安林の指定を解除した。川の流域に住む人たちは、伐採されれば洪水の被害を受ける、として解除の取り消しを求めて裁判を起こした。

〔論点〕

自衛隊の基地建設が「公益上の目的」に当たるかどうかポイントだが、そのためには、自衛隊が憲法に違反していないかどうかを判断しなければならない。

こうして、自衛隊の合憲性が正面から問われた。

## 3-9 自衛隊は憲法違反—福島判決—

- 札幌地方裁判所で事件を担当したのは福島重雄判事。所長から裁判干渉を受けたり、国会の裁判官訴追委員会の対象とされるなど茨の道をたどりつつ、**住民勝訴**の判決に至った。(1973年9月7日)
- ① ナイキ基地は原告らの「平和的生存権」(憲法前文)を侵害する危険性を持つ。
- ② 自衛隊は、その編成、装備、能力に照らして憲法9条で保持を禁じられた「陸海空軍」に該当し違憲である。



(福島判事)

## 3-10 長沼ナイキ事件—その後—

- 福島判決に対して国は直ちに控訴した。

控訴審の札幌高裁は福島判決を破棄した。(1981年8月5日)

◎主な理由は、提訴後洪水を防ぐ堤防工事が行われ、住民らが洪水の被害を受ける危険性なくなり訴えの利益がなくなった、というものだった。

○傍論として、「わが国が如何なる防衛姿勢をとるかは、極めて緊要な問題であり、その選択は…まさに統治に関する行為であって、一見極めて明白に違憲、違法と認められない限り、司法審査の対象ではない。」と**統治行為論**をとって合・違憲の判断を避けた。

※最高裁も堤防工事で原告らに訴えの利益がなくなった、判断。(1982.9.9)

## 3-11 イラク派兵は憲法違反、1

- 2003年3月、アメリカ(ブッシュ大統領)はイラクに戦争を仕掛けた。イラクが大量破壊兵器を保有していることを口実とした。
- 日本(小泉政権)はアメリカの戦争を支持し、イラク復興支援特別措置法を作り、自衛隊をイラクに派遣した。(2003年12月)
  - 陸上自衛隊をイラクのサマーワに駐屯させ復興事業に当たらせた。
  - 航空自衛隊はアメリカなど多国籍軍の兵員と武器・弾薬を空輸した。
- イラク派兵の中止と撤退を求める訴訟が全国各地で起こされた。

## 3-12 イラク派兵は憲法違反、2

- 名古屋では、3000人が原告となって自衛隊のイラクからの撤退を求めて裁判を起こした。
  - 請求の1...自衛隊のイラク派遣の差し止め。
  - 請求の2...自衛隊のイラク派遣の違憲性の確認。
  - 請求の3...イラク派遣によって、原告の「平和のうちに生存する権利」が侵害されたことに対する損害賠償。
- 一審の名古屋地裁は原告の請求を認めず、敗訴。

## 3-13 イラク派兵は憲法違反、3

- 二審の名古屋高裁は原告敗訴としたが、判決理由のなかでイラク派兵は憲法に違反する、と明言した。(2008年4月14日、青山裁判長)  
第一...航空自衛隊のアメリカなど多国籍軍兵士と物資の空輸活動は「他国の武力行使と一体化する活動」であり、憲法9条1項に違反する。  
第二...憲法前文の「平和のうちに生存する権利」は具体的に、裁判所に対して権利侵害の救済を求めることのできる権利である。  
⇒他国軍の後方支援活動は憲法9条1項に違反すると明言し、憲法前文の「平和的生存権」を具体的な権利と認めた画期的な判決。

## 3-14 集団的自衛権って何? その1

- **個別的自衛権**...自分の国が攻撃されたとき、武力を使って防衛する権利
- **集団的自衛権**...自国と関係が深い国が、第三国と戦争になったとき、関係国のために、第三国と戦う権利。

自衛隊は、その名の通り、自衛ための実力組織である。政府は「自衛ための必要最小限の実力を保持することは憲法9条に違反しない」と解釈してきた。海外に出て、他国のために第三国と戦うことはできない、というのがこれまでの政府の立場だった。



## 3-15 集団的自衛権って何? その2

◎安倍内閣は2014年にこれまでの憲法解釈を変更した。

⇒よその国同士の戦いであっても、それが「日本の存立に危機を招きかねないような場合には」、日本も戦争に参加できる、つまり集団的自衛権を行使できることとした。

• 自衛隊発足以来積み上げてきた政府の憲法解釈と防衛力発動の限界は一内閣の判断であっさり覆された。

◎翌年9月19日、安保関連法案が強行採決されると、国会の内外でたくさんの方が立憲主義破壊に抗議の声を上げた。その後全国各地で違憲訴訟が起こされた。

## 4-1 個人の尊重－憲法13条－

- 「十人十色」という言葉通り、人はさまざまに違う。人種や性別や家族も違うし、住む環境や仕事も違う。個々に異なる人たちが、それぞれの個性にしたがって、自分らしい生き方を営んでいる。憲法13条は、個人のさまざまな違いを前提として、それぞれの生き方を国政の上で最大限尊重することを誓っている。
- 13条:「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の」上で最大の尊重を必要とする。」

## 4-2 個人の尊重と法の下での平等

- 個々人の違いを認め、それぞれの生き方を尊重する憲法13条の原則からすると、事実の違いに価値の差をつけ一方に不利益な扱いをすることは法の下での平等に違反し、許されない。

◎次の場合はどうだろう。

法律上の婚姻届をしていない父母から生まれた子(婚外子)と、婚姻届をした父母との間に生まれた子(嫡出子)を区別し、相続のとき、婚外子は嫡出子の半分の相続権しかない。(民法900条4号ただし書き)

⇒1995年の最高裁判決:民法は法律婚主義を採用しているので、嫡出子を優遇する相続権の規定は法の下での平等に反しない。

## 4-3 婚外子差別は違憲

- 2013年9月4日、最高裁は、婚外子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする民法の規定は憲法に違反するという判断をくだした。

↓ 理由

「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択、修正する余地のないことを理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだという考えが確立されてきている。」

⇒法律婚という制度よりも 個人としての尊厳が尊重されるべきだ。



## 5-1 信教の自由と政教分離

- 明治憲法時代、伊勢神宮を頂点とする全国各地の神社は、天皇支配を支える精神的な支柱だった。国家と宗教(神道)は一体となり、人々は天皇崇拝と神社への参拝を強いられた。
- 敗戦後、神社と神道儀礼は宗教の一派に位置づけられ、国家(政治)と切り離された。⇒政教分離
- 憲法20条は、何人に対しても信教の自由を保障するとともに、国とその機関に宗教的活動をすることを禁じた。

## 5-2 津地鎮祭事件、その1

- 三重県津市で、市立体育館をつくることになった。1965年1月、工事の無事と建物の安全を祈る地鎮祭が、市の主催で行われた。神主がお祓いをして、祝詞を上げた。市は公金から神主4人に4000円支出した。

◎起工式に参列した市会議員の関口精一さんは市が特定の宗教=神道に則った起工式を行い、神主に公金を支出する行為は憲法20条に違反している、と裁判所に訴えた。津地鎮祭事件である。



事件の発端となった津市体育館起工式（1965年1月14日）

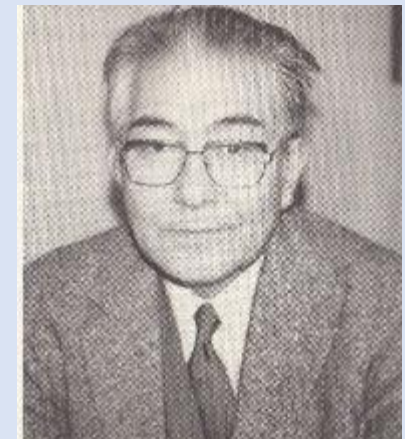
## 5-3 津地鎮祭事件、その2

被告の津市は、こう弁明した。→地鎮祭は社会的な習俗・慣行であって、宗教的な活動とはいえない。市が神主を招いて起工式を行っても、特定の宗教を援助する宗教的活動には当たらない。

◎一審はこの弁明を認め、関口さん敗訴。

二審の名古屋高裁は、関口さんの勝訴。

「神道に則った地鎮祭は習俗的行事でも宗教類似行為でもなく、憲法20条3項の「宗教的活動に当たる。」



(関口精一さん)

## 5-4 津地鎮祭事件、その3

- 最高裁の多数意見は地鎮祭は憲法に反しない、と判決した。  
理由⇒憲法で禁止される宗教的な行為とは、
  - i) その行為の目的が宗教的意義をもつこと、
  - ii) その行為の効果が「宗教に対する援助、助長、促進又は  
圧迫、干渉等になるような行為」をいう。起工式は世俗的な儀式で、この条件に当てはまらず合憲。
- 藤林長官の反対意見⇒「国家や地方公共団体は、信教や良心に関するような事柄で、社会的対立ないし世論の対立を生ずるようなことを避ける」べきである。